

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

金庫株の買い受けに伴う株主側の税務

Q : 私は、同族会社の役員をしています。今回、持株（帳簿価額150万円）のすべてを300万円で会社買い受けしてもらうことになりました。会社の資本等の金額は200万円です。この場合の税務上の取扱いについて教えてください。

A : 売買価額300万円と資本等（資本金＋資本積立金）の金額200万円との差額、100万円は配当所得として、また、資本等の金額200万円と帳簿価額150万円との差額、50万円は譲渡所得として所得税が課されます。

【解説】

企業が自己株式を取得する場合に交付する金銭等は、税務では、資本等の払戻しに相当する部分と利益の分配に相当する部分からなるものと考えます。つまり、ご質問の場合であれば、売買価額300万円のうちその取得した自己株式に対応する資本等の金額200万円を超える金額100万円は、配当として取り扱われるわけです。したがって、これを受けた株主側では、その分はみなし配当として、所得税が課されることとなります。

また、資本等の金額200万円と帳簿価額150万円との差50万円は、本来の値上り分として譲渡所得税（所得税20%、住民税6%）が課されます。

なお、この場合において譲渡損が生じたときは、他の所得との損益通算はできず、他の株式等の譲渡益との内部通算しかできませんのでご注意ください。

